

特定建設作業に係る届出について

入善町

1. 規制・届出

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音及び振動を発生する作業を特定建設作業といいます。
この特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、実施の届出を提出しなければなりません。

2. 規制の対象となる地域

都市計画法の規定による都市計画区域の内、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域（当該工業専用地域の境界線から当該工業専用地域内へ50メートルの範囲内の区域に限る。）

3. 騒音に係る特定建設作業一覧

項	特定建設作業	規模・能力
1	くい打機・くい抜機・くい打くい抜機を使用する作業	もんけん及び圧入式くい打機又はくい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業であって、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
4	空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機を用いるものであって、その定格出力が15kW以上のものに限る。（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	コンクリートプラントは混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のもの、アスファルトプラントは混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。（モルタル製造のためのコンクリートプラントを設ける作業は除く。）
6	バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。
7	トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。
8	ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。

4. 振動に係る特定建設作業一覧

項	特定建設作業	規模・能力	
1	くい打機・くい抜機・くい打くい抜機を使用する作業	くい打機	もんけん及び圧入式くい打機を除く
		くい抜機	油圧式くい抜機を除く
		くい打くい抜機	圧入式くい打機を除く

項	特定建設作業	規模・能力
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
4	ブレーカ（手持式のものを除く）を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。